

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 書 局
電 話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道宿泊税基金条例…………… (観光振興課)	1
○地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例…………… (人事課)	2
○北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例…………… (人事課)	4
○北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	5
○北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例…………… (人事課)	6
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例…………… (地域政策課)	6
○北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…………… (医務薬務課)	6
○北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例…………… (国保医療課)	7
○北海道国民健康保険条例の一部を改正する条例…………… (国保医療課)	7
○食品衛生法施行条例の一部を改正する条例…………… (食品衛生課)	7
○北海道障害者介護給付費等不服審査会の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… (障がい者保健福祉課)	8
○北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例…………… (経済企画課)	8
○国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例…………… (農業施設管理課)	8
○北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (水産林務部総務課)	9
○北海道漁港管理条例の一部を改正する条例…………… (漁港漁場課)	9
○北海道漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例…………… (漁港漁場課)	10
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (建設部総務課)	11

○北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例…………… (維持管理防災課)	11
○河川法施行条例の一部を改正する条例…………… (維持管理防災課)	14
○砂防法施行条例の一部を改正する条例…………… (維持管理防災課)	15
○北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例…………… (維持管理防災課)	16
○北海道立都市公園条例の一部を改正する条例…………… (都市環境課)	17
○北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する条例…………… (都市環境課)	18
○北海道公営企業条例の一部を改正する条例…………… (企業局総務課)	18
○北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例…………… (教育庁教職員事務課)	19
○金属くず回収業に関する条例の一部を改正する条例…………… (警察本部保安課)	19

条 例

北海道宿泊税基金条例をここに公布する。
令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第3号

北海道宿泊税基金条例
(設置)

第1条 北海道宿泊税条例(令和6年北海道条例第83号)第21条の規定により観光の付加価値の向上、観光に係るサービス及び旅行者を受け入れるための体制の充実強化並びに災害等の観光分野における危機に対応するための取組の強化その他の地域社会及び北海道経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用に充てることとされた宿泊税額に相当する額を積み立て、当該施策に要する費用に充てため、北海道宿泊税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、予算で定めるところにより、北海道宿泊税条例の規定により道に納入された宿泊税額に相当する額から宿泊税の賦課徴収に要する費用に相当する額を控除して得た額を積み立てるものとする。

(基金の使用)

第3条 基金は、第1条の施策に要する費用に充てる場合に限り、これを使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

(現金の管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(知事への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第4号

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(北海道職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北海道職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第75号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「初任給調整手当」の次に「(第1種初任給調整手当及び第

2種初任給調整手当をいう。第13条、第18条及び第22条第1項第2号において同じ。)」を加える。

第8条の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第8条の3 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額)並びにこれに第10条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に12を乗じ、その額を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(北海道職員等の修学部分休業に関する条例及び北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「初任給調整手当」の次に「(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。)」を加える。

(1) 北海道職員等の修学部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第4号）

第3条第1項

(2) 北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第5号）第3条第1項

（北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び北海道病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 次に掲げる条例の規定中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。次項第2号において同じ。）」を加える。

(1) 北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号）第2条第3項

(2) 北海道病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成29年北海道条例第3号）第2条第3項

（北海道学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第4条 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。第13条、第18条及び第22条第1項第2号において同じ。）」を加える。

第9条の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第9条の3 新たに採用された学校職員であって、採用の日において、当該学校職員に適用される給料表の給料月額のうち第6条第1項の規定により当該学校職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該学校職員の受ける号俸に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める学校職員にあっては、人事委員会規則で定める額）並びにこれに第10条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間等条例第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたと

きはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける学校職員以外の学校職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則第6項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。
（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部改正）

第5条 北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。第15条、第21条及び第25条第1項第2号において同じ。）」を加える。

第10条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第10条の2 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあっては、人事委員会規則で定める額）並びにこれに第12条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗

じ、その額を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則第46項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和10年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例（以下「改正後の道職員給与条例」という。）第8条の3第1項、第4条の規定による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の学校職員給与条例」という。）第9条の3第1項及び第5条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の警察職員給与条例」という。）第10条の2第1項の規定の適用については、改正後の道職員給与条例第8条の3第1項中「第10条の2」とあるのは「第10条の2又は北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年北海道条例第6号）附則第6項」と、改正後の学校職員給与条例第9条の3第1項中「第10条の2」とあるのは「第10条の2又は北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年北海道条例

第28号）附則第5項」と、改正後の警察職員給与条例第10条の2第1項中「第12条の2」とあるのは「第12条の2又は北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年北海道条例第31号）附則第5項」とする。

（地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）
3 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年北海道条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第33項中「第20条第1項及び」を「第8条の3第1項及び第20条第1項並びに」に改める。

附則第46項中「第20条第1項」を「第9条の3第1項及び第20条第1項」に改める。

附則第58項中「第23条第1項及び」を「第10条の2第1項及び第23条第1項並びに」に改める。

北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第5号

北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

（北海道知事等の給与等に関する条例の一部改正）

第1条 北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「138万円」を「145万円」に、「110万円」を「115万円」に改める。

（北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部改正）

第2条 北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「810,000円」を「850,000円」に、「830,000円」を「870,000円」に、「710,000円」を「740,000円」に改める。

別表第2教育委員会の部中「24,000円」を「25,100円」に、「145,500円」を「152,400円」に改め、同表公安委員会の部中「27,000円」を「28,300円」

に、「162,500円」を「170,200円」に、「24,000円」を「25,100円」に、「120,000円」を「125,700円」に改め、同表方面公安委員会の部中「27,000円」を「28,300円」に、「140,650円」を「147,300円」に、「24,000円」を「25,100円」に、「120,000円」を「125,700円」に改め、同表選挙管理委員会の部中「27,000円」を「28,300円」に、「162,500円」を「170,200円」に、「24,000円」を「25,100円」に、「120,000円」を「125,700円」に、「12,000円」を「12,600円」に改め、同表監査委員の部中「24,000円」を「25,100円」に、「70,000円」を「73,300円」に改め、同表人事委員会の部中「27,000円」を「28,300円」に、「167,350円」を「175,300円」に、「24,000円」を「25,100円」に、「145,500円」を「152,400円」に、「7,100円」を「7,400円」に改め、同表労働委員会の部中「27,000円」を「28,300円」に、「167,350円」を「175,300円」に、「162,500円」を「170,200円」に、「24,000円」を「25,100円」に、「140,650円」を「147,300円」に、「130,950円」を「137,200円」に、「12,000円」を「12,600円」に、「7,100円」を「7,400円」に改め、同表収用委員会の部中「27,000円」を「28,300円」に、「167,350円」を「175,300円」に、「24,000円」を「25,100円」に、「145,500円」を「152,400円」に改め、同表海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会の部中「25,000円」を「26,200円」に、「50,000円」を「52,400円」に、「17,500円」を「18,400円」に、「35,000円」を「36,800円」に、「12,000円」を「12,600円」に改め、同表専門委員の部中「300,000円」を「314,200円」に改め、同表監査専門委員の部中「100,000円」を「104,700円」に改め、同表附属機関の部中「16,900円」を「17,700円」に、「240,000円」を「251,000円」に、「12,000円」を「12,600円」に改め、同表その他の非常勤の特別職の職員の部中「475,000円」を「497,000円」に、「18,700円」を「19,600円」に、「237,000円」を「248,000円」に、「9,500円」を「9,900円」に、「134,000円」を「140,000円」に、「5,400円」を「5,700円」に改める。

別表第3中「291,000円」を「304,800円」に、「325,000円」を「340,400円」に、「240,000円」を「251,400円」に、「281,300円」を「294,600円」に、「140,000円」を「146,600円」に、「334,700円」を「350,600円」に、「261,900円」を「274,400円」に改める。

(北海道公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 北海道公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和42年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「83万円」を「87万円」に改める。

(北海道病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 北海道病院事業管理者の給与等に関する条例（平成29年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「109万円」を「114万円」に改める。

(北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和32年北海道条例第89号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「90万円」を「94万円」に改める。

(北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第6条 北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

第1条中「116万円」を「121万円」に、「104万円」を「109万円」に、「90万円」を「94万円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

北海道職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第6号

北海道職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例
北海道職員の特務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第7号

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の定数に関する条例（昭和47年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号ア中「6,749人」を「6,680人」に改め、同号イ中「1,157人」を「1,142人」に改め、同条第9号ア中「3,821人」を「3,818人」に改め、同号イ中「1,171人」を「1,169人」に改め、同条第11号ア中「2万2,275人」を「2万2,168人」に改め、同号イ中「1,245人」を「1,210人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第8号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年北海道条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「8の項」を「9の項」に改め、同表の3の項中「9の項」を「10の項」に改め、同表中13の項を14の項とし、6の項から12の項までを1項ずつ繰り下げ、5の項の次に次のように加える。

6 知事

ウイルス性肝炎その他これに付随して発現する傷病で知事が定めるものに係る医療の給付に関する事務であって規則で定める

もの

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和9年4月1日から施行する。
（住民基本台帳法施行条例の一部改正）
- 住民基本台帳法施行条例（平成14年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中29の事項を30の事項とし、18の事項から28の事項までを1事項ずつ繰り下げ、17の事項の次に次の1事項を加える。

18 ウイルス性肝炎その他これに付随して発現する傷病で知事が定めるものに係る医療の給付に関する事務であって規則で定めるもの

北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第9号

北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第90号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条の2第4項及び第5項（これらの規定を）」を「第7条の2第9項（）」に改める。

第3条第1項中「第7条の2第3項」を「第7条の2第8項」に、「第30条の4第2項第14号」を「第30条の4第2項第12号」に、「第7条の2第4項」を「第7条の2第9項」に改め、同条第2項中「第7条の2第4項」を「第7条の2第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第10号

北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「規定する」の次に「基礎財政安定化基金拠出率を標準として都道府県の」を加え、「1万分の4.1」を「1万分の3.8」に改める。

附則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

北海道国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第11号

北海道国民健康保険条例の一部を改正する条例

北海道国民健康保険条例（平成29年北海道条例第57号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9条」を「第10条」に、「第10条」を「第11条」に改める。

第4条中「次条及び第7条から第9条までにおいて」を「以下」に改める。

第7条第1項中「第4項、第8条第1項及び第9条第1項において」を「以下」に改める。

第5章中第10条を第11条とする。

第4章中第9条の次に次の1条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金基礎額）

第10条 算定政令第11条の2第3項の条例で定める基準は、保険料に係る負担の公平の観点から、市町村間における保険料率の平準化が図られるよう配慮することとする。

2 算定政令第11条の2第4項の条例で定める子ども・子育て支援納付金納付金

所得等割合は、同項第1号に掲げる数とする。

3 算定政令第11条の2第5項の条例で定める子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、同項第2号に掲げる数とする。

4 算定政令第11条の2第7項の条例で定める子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数の範囲は、零を超え1未満とする。

附則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第12号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年北海道条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の事項(2)中「含む。」の次に「ただし、従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であって、政令第34条の2第2号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く。」を加え、「1の事項(1)」を「1の事項(1)ア」に改め、同事項(3)中「場合」の次に「（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。次表の1の事項(1)において同じ。）」を加え、同事項中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、3の事項(7)、(8)、(11)、(12)、(15)及び(16)並びに4の事項(7)の規定は、適用しない。

別表第2の1の事項を次のように改める。

1 政令第35条第1号に規定する飲食店営業

(1) 自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 簡易な営業にあつては、1日の営業において約40リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。

イ 比較的大量の水を要しない営業にあっては、1日の営業において約80リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。

ウ 比較的大量の水を要する営業にあっては、1日の営業において約200リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。

(2) 従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 施設（全自動調理機を含む。イ及びカにおいて同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。

イ 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。

ウ 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。

エ 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。

オ 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。

カ 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

北海道障害者介護給付費等不服審査会の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第13号

北海道障害者介護給付費等不服審査会の設置等に関する条例の一部を改正する条例

北海道障害者介護給付費等不服審査会の設置等に関する条例（平成18年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第50条」を「第60条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第14号

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例

北海道経済部手数料条例（平成12年北海道条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表86の2の項の次に次のように加える。

86の3 職業能力開発促進 法施行令第2条第1号の 規定に基づく技能検定試 験の成績証明書の交付	技能検定成績 証明書交付手 数料	450円	交付申請 のとき
---	------------------------	------	-------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第15号

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和30年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 政令第52条第1項第1号の2に掲げる事業（農業用道路の新設又は変更を併せて行う事業を除く。） 250分の67

第4条第2項中「第2条第2項第2号及び第9号」を「第2条第2項第3号及

び第10号」に、「同項第2号及び第9号」を「同項第3号及び第10号」に改め、同条第3項中「第2条第2項第6号及び第8号」を「第2条第2項第7号及び第9号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第16号

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項(3)中「第10条の3」を「第10条の3第1項」に改め、同項(4)中「(3)」を「(4)」に改め、同項中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 法第10条の3第2項の規定による開発行為の中止命令等を受けた者が命令に従わなかった旨等の公表

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

北海道漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第17号

北海道漁港管理条例の一部を改正する条例

北海道漁港管理条例（昭和32年北海道条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表2の事項の表工作物の設置に係る占用の場合の部第1種電柱の項中「570円」を「670円」に、「627円」を「737円」に、「480円」を「570円」に、「528

円」を「627円」に、「430円」を「530円」に、「473円」を「583円」に改め、同部第2種電柱の項中「870円」を「1,000円」に、「957円」を「1,100円」に、「730円」を「880円」に、「803円」を「968円」に、「670円」を「810円」に、「737円」を「891円」に改め、同部第3種電柱の項中「1,200円」を「1,400円」に、「1,320円」を「1,540円」に、「990円」を「1,200円」に、「1,089円」を「1,320円」に、「900円」を「1,100円」に、「990円」を「1,210円」に改め、同部第1種電話柱の項中「510円」を「600円」に、「561円」を「660円」に、「430円」を「510円」に、「473円」を「561円」に、「390円」を「470円」に、「429円」を「517円」に改め、同部第2種電話柱の項中「810円」を「960円」に、「891円」を「1,056円」に、「680円」を「820円」に、「748円」を「902円」に、「620円」を「750円」に、「682円」を「825円」に改め、同部第3種電話柱の項中「1,100円」を「1,300円」に、「1,210円」を「1,430円」に、「940円」を「1,100円」に、「1,034円」を「1,210円」に、「850円」を「1,000円」に、「935円」を「1,100円」に改め、同部その他の柱類の項中「51円」を「60円」に、「56円10銭」を「66円」に、「43円」を「51円」に、「47円30銭」を「56円10銭」に、「39円」を「47円」に、「42円90銭」を「51円70銭」に改め、同部共架電線その他上空に設ける線類の項中

5円	5円 50銭	4円	4円 40銭	4円	4円 40銭	を	6円	6円 60銭	5円	5円 50銭	5円	5円 50銭
----	-----------	----	-----------	----	-----------	---	----	-----------	----	-----------	----	-----------

に改め、同部鉄塔の項中「1,000円」を「1,200円」に、「1,100円」を「1,320円」に、「850円」を「1,000円」に、「935円」を「1,100円」に、「780円」を「940円」に、「858円」を「1,034円」に改め、同部管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設の項を次のように改める。

外径が0.07メートル未満のもの	25円	27円 50銭	22円	24円 20銭	20円	22円
	36円	39円 60銭	31円	34円 10銭	28円	30円 80銭
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの						

管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設	もの	長さ1メートルにつき1年						
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		54円	59円	46円	50円	42円	46円
				40銭		60銭		20銭
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		72円	79円	61円	67円	56円	61円
				20銭		10銭		60銭
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110円	121円	92円	101円	85円	93円
						20銭		50銭
	外径が0.3メートル以上のもの		140円	154円	120円	132円	110円	121円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

北海道漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第18号

北海道漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例

北海道漁港土砂採取料等徴収条例（平成12年北海道条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表2の事項の表第1種電柱の項中「570円」を「670円」に、「627円」を「737円」に、「480円」を「570円」に、「528円」を「627円」に、「430円」を「530円」に、「473円」を「583円」に改め、同表第2種電柱の項中「870円」を「1,000円」に、「957円」を「1,100円」に、「730円」を「880円」に、「803円」を「968円」に、「670円」を「810円」に、「737円」を「891円」に改め、同表第3種電柱の項中「1,200円」を「1,400円」に、「1,320円」を「1,540円」に、「990円」を「1,200円」に、「1,089円」を「1,320円」に、「900円」を「1,100円」に、「990円」を「1,210円」に改め、同表第1種電話柱

の項中「510円」を「600円」に、「561円」を「660円」に、「430円」を「510円」に、「473円」を「561円」に、「390円」を「470円」に、「429円」を「517円」に改め、同表第2種電話柱の項中「810円」を「960円」に、「891円」を「1,056円」に、「680円」を「820円」に、「748円」を「902円」に、「620円」を「750円」に、「682円」を「825円」に改め、同表第3種電話柱の項中「1,100円」を「1,300円」に、「1,210円」を「1,430円」に、「940円」を「1,100円」に、「1,034円」を「1,210円」に、「850円」を「1,000円」に、「935円」を「1,100円」に改め、同表その他の柱類の項中「51円」を「60円」に、「56円10銭」を「66円」に、「43円」を「51円」に、「47円30銭」を「56円10銭」に、「39円」を「47円」に、「42円90銭」を「51円70銭」に改め、同表共

架電線その他上空に設ける線類の項中

5円	5円	4円	4円	4円	4円
	50銭		40銭		40銭

を

6円	6円	5円	5円	5円	5円
	60銭		50銭		50銭

に改め、同表鉄塔の項中「1,000

円」を「1,200円」に、「1,100円」を「1,320円」に、「850円」を「1,000円」に、「935円」を「1,100円」に、「780円」を「940円」に、「858円」を「1,034円」に改め、同表管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設の項を次のように改める。

管（外径が0.4メートル	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル	25円	27円	22円	24円	20円	22円
				50銭		20銭		
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		36円	39円	31円	34円	28円	30円
			60銭		10銭		80銭	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		54円	59円	46円	50円	42円	46円
				40銭		60銭		20銭

未満のものに限る。)の埋設	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	ルにつき1年	72円	79円	61円	67円	56円	61円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110円	121円	92円	101円	85円	93円
	外径が0.3メートル以上のもの		140円	154円	120円	132円	110円	121円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第19号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の11の項中「北広島市」の次に「及び七飯町」を加え、同表の15の3の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同項(1)中「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改め、同項(10)中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同項(29)中「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、別表第1の15の3の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第20号

北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

北海道道路占用料徴収条例（昭和45年北海道条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

占 用 物 件	単 位	占 用 料			
		所 在 地			
		1 級 地	2 級 地	3 級 地	
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1年	670	570	530
	第2種電柱		1,000	880	810
	第3種電柱		1,400	1,200	1,100
	第1種電話柱		600	510	470
	第2種電話柱		960	820	750
	第3種電話柱		1,300	1,100	1,000
	その他の柱類		60	51	47
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6	5	5
	地下に設ける電線その他の線類		4	3	3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	590	500	460
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	360	310	280
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200	1,000	940
郵便差出箱及び信書便差出箱			500	430	390
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900	900	580	
		占用面積1平方			

	その他のもの		メートルにつき 1年	1,200	1,000	940
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満の もの		長さ1メートル につき1年	25	22	20
	外径が0.07メートル以上0.1 メートル未満のもの			36	31	28
	外径が0.1メートル以上0.15 メートル未満のもの			54	46	42
	外径が0.15メートル以上0.2 メートル未満のもの			72	61	56
	外径が0.2メートル以上0.3 メートル未満のもの			110	92	85
	外径が0.3メートル以上0.4 メートル未満のもの			140	120	110
	外径が0.4メートル以上0.7 メートル未満のもの			250	220	200
	外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの			360	310	280
	外径が1メートル以上のもの			720	610	560
法第32条 第1項第 3号に掲 げる施設	法第2条第2 項第5号に規 定する自動運 行装置による 検知の対象と して設置する 導線その他の 線類	地下に設 けるもの	長さ1メートル につき1年	4	3	3
		その他の もの		12	10	9
	道路の構造又は交通の状 況を表示する標示柱その 他の柱類	1本につき1年		960	820	750
		上空に設				

	その他のもの	けるもの 地下に設 けるもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	600	510	470
	その他のもの			360	310	280
	その他のもの			1,200	1,000	940
法第32条第1項第4号に掲げる施設				1,200	1,000	940
法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街及び 地下室	階数が1のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.004を乗じて得た 額		
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た 額		
		階数が3以上の もの		Aに0.008を乗じて得た 額		
	上空に設ける通路	950		450	290	
	地下に設ける通路	570		270	180	
	その他のもの			1,200	1,000	940
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの		占用面積1平方 メートルにつき 1日	19	9	6
	その他のもの		占用面積1平方 メートルにつき 1月	190	90	58
政令第7	看板（アー チであるも のを除く。）	一時的に設ける もの	表示面積1平方 メートルにつき 1月	190	90	58
		その他のもの	表示面積1平方 メートルにつき 1年	1,900	900	580
	標識		1本につき1年	960	820	750
	旗ざお	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設	1本につき1日	19	9	6

条第1号 に掲げる 物件		けるもの				
		その他のもの	1本につき1月	190	90	58
	幕（政令第7条第4号 に掲げる工 事用施設で あるものを 除く。）	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	その面積1平方 メートルにつき 1日	19	9	6
		その他のもの	その面積1平方 メートルにつき 1月	190	90	58
アーチ	車道を横断する もの	1基につき1月	1,900	900	580	
	その他のもの		950	450	290	
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方 メートルにつき	1,200	1,000	940
政令第7条第3号に掲げる施設			1年	Aに0.034を乗じて得た 額		
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及 び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方 メートルにつき	190	90	58
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及 び同条第7号に掲げる施設			1月	120	100	94
政令第7 条第8号 に掲げる 施設	トンネルの上又は高架の道路 の路面下（当該路面下の地下 を除く。）に設けるもの		Aに 0.013を 乗じて 得た額	Aに 0.014を 乗じて 得た額	Aに 0.018を 乗じて 得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.018を乗じて得た 額			
	地下（トン ネルの上の 地下を除 く。）に設 けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た 額			
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た 額			
		階数が3以上の もの	Aに0.008を乗じて得た 額			

	その他のもの	Aに0.026を乗じて得た 額		
政令第7 条第9号 に掲げる 施設	建築物	Aに 0.017を 乗じて 得た額	Aに 0.022を 乗じて 得た額	Aに 0.024を 乗じて 得た額
	その他のもの	Aに 0.012を 乗じて 得た額	Aに 0.015を 乗じて 得た額	Aに 0.017を 乗じて 得た額
政令第7 条第10号 に掲げる 施設及び 自動車駐 車場	建築物	Aに0.024を乗じて得た 額		
	その他のもの	Aに 0.012を 乗じて 得た額	Aに 0.015を 乗じて 得た額	Aに 0.017を 乗じて 得た額
政令第7 条第11号 に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの	Aに 0.017を 乗じて 得た額	Aに 0.022を 乗じて 得た額	Aに 0.024を 乗じて 得た額
	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た 額		
	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た 額		
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.026を乗じて得た 額		
政令第7 条第13号	トンネルの上又は自動車専用 道路（高架のものに限る。） の路面下に設けるもの	Aに 0.017を 乗じて 得た額	Aに 0.022を 乗じて 得た額	Aに 0.024を 乗じて 得た額

占用面積1平方
メートルにつき
1年

に掲げる 施設	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第14号及び第15号に掲げる施設		Aに0.034を乗じて得た額

別表の備考第2号(1)中「及び」を「、江別市、千歳市、恵庭市及び」に改め、同号(2)中「、江別市、千歳市、滝川市」及び「、恵庭市」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

河川法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第21号

河川法施行条例の一部を改正する条例

河川法施行条例（平成12年北海道条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表2の事項の表第1種電柱の項中「800円」を「940円」に、「880円」を「1,034円」に、「570円」を「670円」に、「627円」を「737円」に、「480円」を「570円」に、「528円」を「627円」に、「430円」を「530円」に、「473円」を「583円」に改め、同表第2種電柱の項中「1,200円」を「1,400円」に、「1,320円」を「1,540円」に、「870円」を「1,000円」に、「957円」を「1,100円」に、「730円」を「880円」に、「803円」を「968円」に、「670円」を「810円」に、「737円」を「891円」に改め、同表第3種電柱の項中「1,700円」を「2,000円」に、「1,870円」を「2,200円」に、「1,200円」を「1,400円」に、「1,320円」を「1,540円」に、「990円」を「1,200円」に、「1,089円」を「1,320円」に、「900円」を「1,100円」に、「990円」を「1,210円」に改め、同表第1種電話柱の項中「710円」を「840円」に、「781円」を「924円」に、「510円」を「600円」に、「561円」を「660円」に、「430円」を「510円」に、「473円」を「561円」に、「390円」を「470円」に、「429円」を「517円」

に改め、同表第2種電話柱の項中「1,100円」を「1,300円」に、「1,210円」を「1,430円」に、「810円」を「960円」に、「891円」を「1,056円」に、「680円」を「820円」に、「748円」を「902円」に、「620円」を「750円」に、「682円」を「825円」に改め、同表第3種電話柱の項中「1,600円」を「1,800円」に、「1,760円」を「1,980円」に、「1,100円」を「1,300円」に、「1,210円」を「1,430円」に、「940円」を「1,100円」に、「1,034円」を「1,210円」に、「850円」を「1,000円」に、「935円」を「1,100円」に改め、同表その他の柱類の項中「71円」を「84円」に、「78円10銭」を「92円40銭」に、「51円」を「60円」に、「56円10銭」を「66円」に、「43円」を「51円」に、「47円30銭」を「56円10銭」に、「39円」を「47円」に、「42円90銭」を「51円70銭」に改

め、同表共架電線その他上空に設ける線類の項中

7円	7円	5円	5円
	70銭		50銭

4円	4円	4円	4円	を	8円	8円	6円	6円	5円	5円	5円	5円
	40銭		40銭		80銭		60銭		50銭		50銭	

に改め、同表鉄塔の項中「1,400円」を「1,700円」に、「1,540円」を「1,870円」に、「1,000円」を「1,200円」に、「1,100円」を「1,320円」に、「850円」を「1,000円」に、「935円」を「1,100円」に、「780円」を「940円」に、「858円」を「1,034円」に改め、同表管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設の項を次のように改める。

外径が 0.07メー トル未 満の もの	35円	38円	25円	27円	22円	24円	20円	22円
		50銭		50銭		20銭		
外径が 0.07メー トル以 上 0.1メー	50円	55円	36円	39円	31円	34円	28円	30円
				60銭		10銭		80銭

管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設	トル未満のもの								
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	76円	83円 60銭	54円	59円 40銭	46円	50円 60銭	42円	46円 20銭
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	100円	110円	72円	79円 20銭	61円	67円 10銭	56円	61円 60銭
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	150円	165円	110円	121円	92円	101円 20銭	85円	93円 50銭
	外径が0.3メートル以上のもの	200円	220円	140円	154円	120円	132円	110円	121円

長さ1メートルにつき
1年

別表2の事項の表の備考第4号(2)中「及び」を「、江別市、千歳市、恵庭市及び」に改め、同号(3)中「、江別市、千歳市、滝川市」及び「、恵庭市」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

砂防法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第22号

砂防法施行条例の一部を改正する条例

砂防法施行条例（平成12年北海道条例第26号）の一部を次のように改正する。
別表第1種電柱の項中「800円」を「940円」に、「880円」を「1,034円」に、「570円」を「670円」に、「627円」を「737円」に、「480円」を「570円」に、「528円」を「627円」に、「430円」を「530円」に、「473円」を「583円」に改め、同表第2種電柱の項中「1,200円」を「1,400円」に、「1,320円」を「1,540円」に、「870円」を「1,000円」に、「957円」を「1,100円」に、「730円」を「880円」に、「803円」を「968円」に、「670円」を「810円」に、「737円」を「891円」に改め、同表第3種電柱の項中「1,700円」を「2,000円」に、「1,870円」を「2,200円」に、「1,200円」を「1,400円」に、「1,320円」を「1,540円」に、「990円」を「1,200円」に、「1,089円」を「1,320円」に、「900円」を「1,100円」に、「990円」を「1,210円」に改め、同表第1種電話柱の項中「710円」を「840円」に、「781円」を「924円」に、「510円」を「600円」に、「561円」を「660円」に、「430円」を「510円」に、「473円」を「561円」に、「390円」を「470円」に、「429円」を「517円」に改め、同表第2種電話柱の項中「1,100円」を「1,300円」に、「1,210円」を「1,430円」に、「810円」を「960円」に、「891円」を「1,056円」に、「680円」を「820円」に、「748円」を「902円」に、「620円」を「750円」に、「682円」を「825円」に改め、同表第3種電話柱の項中「1,600円」を「1,800円」に、「1,760円」を「1,980円」に、「1,100円」を「1,300円」に、「1,210円」を「1,430円」に、「940円」を「1,100円」に、「1,034円」を「1,210円」に、「850円」を「1,000円」に、「935円」を「1,100円」に改め、同表その他の柱類の項中「71円」を「84円」に、「78円10銭」を「92円40銭」に、「51円」を「60円」に、「56円10銭」を「66円」に、「43円」を「51円」に、「47円30銭」を「56円10銭」に、「39円」を「47円」に、「42円90銭」を「51円70銭」に改め、同表共架電線その他上空

に設ける線類の項中

7円	7円	5円	5円	4円	4円	4円	4円
----	----	----	----	----	----	----	----

 を

	70 銭		50 銭		40 銭		40 銭
--	------	--	------	--	------	--	------

8 円	8 円 80 銭	6 円	6 円 60 銭	5 円	5 円 50 銭	5 円	5 円 50 銭
-----	-------------	-----	-------------	-----	-------------	-----	-------------

に改め、同表鉄塔の項中

「1,400円」を「1,700円」に、「1,540円」を「1,870円」に、「1,000円」を「1,200円」に、「1,100円」を「1,320円」に、「850円」を「1,000円」に、「935円」を「1,100円」に、「780円」を「940円」に、「858円」を「1,034円」に改め、同表管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設の項を次のように改める。

管（外径が0.4メートル未満のもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	35 円	38 円 50 銭	25 円	27 円 50 銭	22 円	24 円 20 銭	20 円	22 円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		50 円	55 円	36 円	39 円 60 銭	31 円	34 円 10 銭	28 円	30 円 80 銭
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		76 円	83 円 60 銭	54 円	59 円 40 銭	46 円	50 円 60 銭	42 円	46 円 20 銭

ものに 限る。） の埋設	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1 年	100円	110円	72 円	79 円 20 銭	61 円	67 円 10 銭	56 円	61 円 60 銭
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		150円	165円	110円	121円	92 円	101円 20 銭	85 円	93 円 50 銭
	外径が0.3メートル以上のもの		200円	220円	140円	154円	120円	132円	110円	121円

別表の備考第3号(2)中「及び」を「、江別市、千歳市、恵庭市及び」に改め、同号(3)中「、江別市、千歳市、滝川市」及び「、恵庭市」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第23号

北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

北海道海岸占用料等徴収条例（平成12年北海道条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項の表第1種電柱の項中「570円」を「670円」に、「627円」を「737円」に、「480円」を「570円」に、「528円」を「627円」に、「430円」を

「530円」に、「473円」を「583円」に改め、同表第2種電柱の項中「870円」を「1,000円」に、「957円」を「1,100円」に、「730円」を「880円」に、「803円」を「968円」に、「670円」を「810円」に、「737円」を「891円」に改め、同表第3種電柱の項中「1,200円」を「1,400円」に、「1,320円」を「1,540円」に、「990円」を「1,200円」に、「1,089円」を「1,320円」に、「900円」を「1,100円」に、「990円」を「1,210円」に改め、同表第1種電話柱の項中「510円」を「600円」に、「561円」を「660円」に、「430円」を「510円」に、「473円」を「561円」に、「390円」を「470円」に、「429円」を「517円」に改め、同表第2種電話柱の項中「810円」を「960円」に、「891円」を「1,056円」に、「680円」を「820円」に、「748円」を「902円」に、「620円」を「750円」に、「682円」を「825円」に改め、同表第3種電話柱の項中「1,100円」を「1,300円」に、「1,210円」を「1,430円」に、「940円」を「1,100円」に、「1,034円」を「1,210円」に、「850円」を「1,000円」に、「935円」を「1,100円」に改め、同表その他の柱類の項中「51円」を「60円」に、「56円10銭」を「66円」に、「43円」を「51円」に、「47円30銭」を「56円10銭」に、「39円」を「47円」に、「42円90銭」を「51円70銭」に改め、同表共

架電線その他上空に設ける線類の項中

5円	5円	4円	4円	4円	4円
	50銭		40銭		40銭

を

6円	6円	5円	5円	5円	5円
	60銭		50銭		50銭

に改め、同表鉄塔の項中「1,000

円」を「1,200円」に、「1,100円」を「1,320円」に、「850円」を「1,000円」に、「935円」を「1,100円」に、「780円」を「940円」に、「858円」を「1,034円」に改め、同表管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設の項を次のように改める。

管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	25円	27円	22円	24円	20円	22円
				50銭		20銭		
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		36円	39円	31円	34円	28円	30円
				60銭		10銭		80銭
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		54円	59円	46円	50円	42円	46円
				40銭		60銭		20銭
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	72円	79円	61円	67円	56円	61円	
			20銭		10銭		60銭	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	110円	121円	92円	101円	85円	93円	
					20銭		50銭	
	外径が0.3メートル以上	140円	154円	120円	132円	110円	121円	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第24号

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例

北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3を次のように改める。

別表第1の3（第10条関係）

- 1 公園施設を設置し、又は管理する場合

区分	使用料
----	-----

公園施設を設置する場合	1平方メートル1月につき	460円
公園施設を管理する場合	1平方メートル1月につき	500円

2 都市公園を占用する場合

区分		使用料	
電柱	1本1年につき		1,450円
電線	1メートル1年につき		100円
変圧塔	1基1年につき		1,070円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径0.2メートル未満のもの	1メートル1年につき	100円
	外径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートル1年につき	210円
	外径0.4メートル以上1.0メートル未満のもの	1メートル1年につき	530円
	外径1.0メートル以上のもの	1メートル1年につき	1,070円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で、地下に設けられるもの又は高架のもの	1平方メートル1年につき		530円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき		430円
公衆電話所 天体、気象又は土地の観測施設	1平方メートル1年につき		1,070円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	1平方メートル1月につき		90円
標識	1本1年につき		1,070円
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設 土石、竹木、かわらその他の工事用材料の置場	1平方メートル1月につき		260円
社会福祉施設	1平方メートル1年につき		1,070円
自転車駐車場 地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔	1平方メートル1月につき		90円

3 第4条第1項各号に掲げる行為をする場合

行商、募金その他これらに類する行為	1平方メートル1日につき	50円
業として行う写真の撮影	常時	1人1月につき 1,500円
	臨時	1人1日につき 150円
業として行う映画の撮影	1時間につき	1,510円
興業	1平方メートル1日につき	50円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	1平方メートル1月につき	80円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第25号

北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する条例

北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例（昭和58年北海道条例第25号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「4,950円」を「6,435円」に改め、同項第2号中「30立方メートル」を「25立方メートル」に、「220円」を「255円20銭」に改め、同条第3項中「4,950円」を「6,435円」に、「2,475円」を「3,217円」に、「30立方メートル」を「25立方メートル」に、「15立方メートル」を「12.5立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

北海道公営企業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第26号

北海道公営企業条例の一部を改正する条例

北海道公営企業条例（昭和39年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表苫小牧地区工業用水道の項中「限る。）」を「限る。） 千歳市（美々758番62の区域に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第27号

北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第4号中「2,700円」を「3,900円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

金属くず回収業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第28号

金属くず回収業に関する条例の一部を改正する条例

金属くず回収業に関する条例（昭和32年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業であって、金属くずを売却することのみを行うもの以外のもの」を「の売買若しくは交換又は売買若しくは交換の受託を行う営業（金属くず

の売却のみを行う営業を除く。）」に改める。

第13条を次のように改める。

（本人確認）

第13条 金属くず回収業者は、金属くずの買受け若しくは交換又は売却若しくは交換の受託（以下「買受け等」という。）を行おうとするときは、公安委員会規則で定める方法により、買受け等の相手方の本人特定事項（当該相手方が自然人である場合にあっては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で公安委員会規則で定めるものにあつては、公安委員会規則で定める事項）及び生年月日をいい、当該相手方が法人である場合にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。次条第1項において同じ。）の確認（次項及び次条において「本人確認」という。）を行わなければならない。ただし、過去に買受け等の相手方となったことがある者からの買受け等を行う場合であつて当該買受け等に係る代金の支払をその者の預金又は貯金の口座への振込みにより行うときその他の公安委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 金属くず回収業者は、買受け等の相手方の本人確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために当該金属くず回収業者との間で買受け等に係る取引を行うときその他の当該金属くず回収業者との間で現に当該取引の任に当たっている自然人が当該相手方と異なるとき（次項に規定する場合を除く。）は、当該相手方の本人確認に加え、当該取引の任に当たっている自然人についても、前項の公安委員会規則で定める方法により、本人確認を行わなければならない。

3 買受け等の相手方が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他公安委員会規則で定める者である場合には、当該相手方のために当該金属くず回収業者との間で現に当該買受け等に係る取引の任に当たっている自然人を買受け等の相手方とみなして、第1項本文の規定を適用する。

第13条の次に次の2条を加える。

（本人確認記録の作成等）

第13条の2 金属くず回収業者は、本人確認を行った場合には、直ちに、公安委員会規則で定める方法により、当該本人確認に係る本人特定事項、当該本人確認のために行った措置その他の公安委員会規則で定める事項に関する記録（次項において「本人確認記録」という。）を作成しなければならない。

2 金属くず回収業者は、本人確認記録を、当該本人確認に係る買受け等の行われた日から3年間保存しなければならない。

(警察官への申告)

第13条の3 金属くず回収業者は、金属くずの買受け等を行おうとする場合において、当該金属くずについて不正品の疑いがあると認めるときは、その旨を直ちに警察官に申告しなければならない。

第14条を次のように改める。

(取引記録の作成等)

第14条 金属くず回収業者は、売買若しくは交換のため、又は売買若しくは交換の委託により、金属くずの受取り又は引渡し(以下この条において「受取り等」という。)を行った場合には、直ちに、公安委員会規則で定める方法により、当該受取り等の相手方の氏名又は名称、当該受取り等の期日及び内容その他の公安委員会規則で定める事項に関する記録(次項及び第24条第4号において「取引記録」という。)を作成しなければならない。ただし、過去に受取り等の相手方となったことがある者からの受取り等を行った場合であって当該受取り等に係る代金の支払をその者の預金又は貯金の口座への振込みにより行ったときその他の公安委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 金属くず回収業者は、取引記録を、当該取引に係る受取り等の行われた日から3年間保存しなければならない。

第15条第4項中「電磁的方法」の次に「(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)」を加える。

第16条中「買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた」を「買受け等を行った」に改める。

第17条第1項中「及び帳簿等(第14条第2項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。第24条第8号において同じ。)」を「、帳簿、書類その他の物件」に改める。

第21条の次に次の1条を加える。

(特定金属くずの買受けに係る特例)

第21条の2 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(令和7年法律第75号。以下この条において「法」という。)第2条第4号に規定する特定金属くず買受業を営む者(法第3条第1項の届出をした者に限る。)である金属く

ず回収業者が法第7条第1項に規定する本人確認を行った場合には、当該金属くず回収業者は、第13条第1項に規定する本人確認を行ったものとみなす。

2 前項の金属くず回収業者が法第9条第1項に規定する取引記録を作成した場合(第14条第1項ただし書に規定する場合を除く。)には、当該金属くず回収業者は、同項本文に規定する取引記録を作成したものとみなす。

第24条第3号中「第13条第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、同条第4号中「記載若しくは電磁的方法による記録を」を「取引記録を作成」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「金属くず若しくは帳簿等の」を削り、同号を同条第7号とし、同条第9号を同条第8号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に発生したこの条例による改正前の金属くず回収業に関する条例第14条の規定による義務については、なお従前の例による。

3 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。